



請求日程等

【診療報酬等明細書】

診療月	1月	2月
請求書提出締切日	2月10日(水)	3月10日(水)
増減点等通知書送付予定日	3月5日(金)	4月5日(月)
支払通知書送付予定日	3月15日(月)	4月13日(火)
診療報酬等支払日	3月22日(月)	4月20日(火)

【出産育児一時金等関係】

分娩月 区分	1月		2月		3月	
	正常分娩	異常分娩	支払早期 (正常分娩)	正常分娩	異常分娩	支払早期 (正常分娩)
請求書提出締切日	2月10日(水)		2月25日(木)	3月10日(水)		3月25日(木)
支払通知書送付予定日	2月19日(金)	3月15日(月)		3月19日(金)	4月13日(火)	
出産育児一時金等支払日	3月10日(水)	3月22日(月)		4月6日(火)	4月20日(火)	

【特定健診等関係】

健診月 請求方法	1月		2月	
	オンライン	磁気媒体	オンライン	磁気媒体
提出締切日	2月5日(金)	2月10日(水)	3月5日(金)	3月10日(水)
返戻及び支払通知書送付予定日	3月15日(月)		4月13日(火)	
特定健診等支払日	3月26日(金)		4月28日(水)	

【お願い】

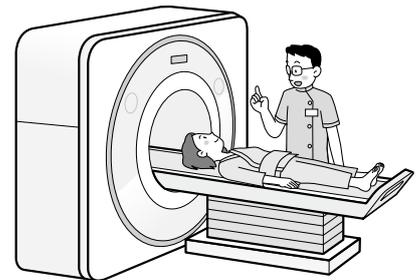
診療報酬明細書等の提出については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため可能な限り郵送又は宅配によりご提出いただきますようお願いいたします。

審査委員会からの連絡事項

胸部CT撮影の算定について

初診時に疑い病名を付して、X-P等その他の検査なく、CTを算定している症例が散見されます。

レセプト内容から算定の必要性が窺えない請求は、医学的見地から査定の対象となりますので、特段の事情がある場合は症状詳記等を記載していただきますようお願いします。



CK-MBと心筋トロポニンIの併算定について

疑い病名に対するCK-MBと心筋トロポニンIの併算定が散見されますので、個々の症例に応じて算定いただきますようお願いします。

診療報酬等請求上の留意点

医科

新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等の算定について

PCR検査等の算定にあたっては、以下の通知に基づき診療報酬明細書の「摘要」欄に必要事項をご記載いただきますようお願いいたします。なお、記載不備につきましては、返戻とさせていただきますのでご留意ください。

- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その22）」
（令和2年6月15日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）
- 「検査料の点数の取扱いについて」
（令和2年6月25日付け保医発0625第3号厚生労働省保険局医療課長通知）
（令和2年7月22日付け保医発0722第1号厚生労働省保険局医療課長通知）



<参考>

		診療報酬明細書の「摘要」欄への記載内容
療養病棟入院料等を算定する場合	1回目及び2回目	<ul style="list-style-type: none"> ・検査を実施した日時 ・検査実施の理由 ・本検査が必要と判断した医学的根拠（診断を目的とする場合に限る）。 ・当該患者が算定する入院料
	退院可能かどうかの判断	<ul style="list-style-type: none"> ・検査を実施した日時 ・検査実施の理由 ・検査の結果 ・当該患者が算定する入院料
介護老人保健施設等に入所等している場合	1回目及び2回目	<ul style="list-style-type: none"> ・検査を実施した日時 ・検査実施の理由 ・本検査が必要と判断した医学的根拠 ・当該患者が入所している施設の別
入院中以外において一部の医学管理料等を算定する場合	1回目及び2回目	<ul style="list-style-type: none"> ・検査を実施した日時 ・検査実施の理由 ・本検査が必要と判断した医学的根拠 ・当該患者が算定する医学的管理料等
上記以外で、PCR検査等に係る点数を算定する場合	1回目及び2回目	<ul style="list-style-type: none"> ・本検査が必要と判断した医学的根拠
	退院可能かどうかの判断	<ul style="list-style-type: none"> ・検査を実施した日時及びその結果

※核酸検出については、他の施設へ輸送し検査を委託した場合、上記に加え、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の「摘要」欄へ記載してください。

フォシーガ錠の算定について

「慢性心不全」に対して投与を開始する場合は、左室駆出率の計測年月日及び左室駆出率の値を診療報酬明細書の「摘要」欄に記載することとなっています。なお、他の医療機関で左室駆出率を測定した場合は、当該測定結果及び医療機関名を記載してください。

※令和2年11月27日付け保医発1127第3号厚生労働省保険局医療課長通知

特定疾患療養管理料の算定について

別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とする患者に対して、治療計画に基づき療養上必要な管理を行った場合に、月2回に限り算定できますが、再診料の算定なく、対診又は依頼により検査のみを行っている場合は算定できません。

なお、健康診断に引き続き同日に診療を行い、再診料の算定なく当該管理料を算定する場合は、診療報酬明細書の「摘要」欄にその旨ご記載いただきますようお願いいたします。

外来管理加算の算定について

当該加算は、標榜する診療科に関係なく算定できます。ただし、複数科を標榜する保険医療機関において、外来患者が2以上の傷病で複数科を受診し、一方の科で処置又は手術等を行った場合は、他科において当該加算は算定できません。

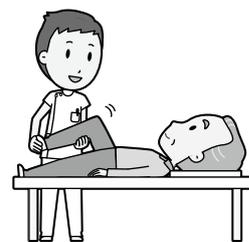
疾患別リハビリテーション料における初期加算の算定について

当該加算の算定について、起算日から14日を超過した請求が散見されます。算定要件は以下のとおりですので、算定にあたってはご注意ください。

項 目	算 定 要 件
心大血管疾患リハビリテーション料	発症、手術若しくは急性憎悪から7日目又は治療開始日のいずれか早いものから起算して14日を限度。
呼吸器リハビリテーション料	
脳血管疾患等リハビリテーション料	それぞれ発症、手術又は急性憎悪から14日を限度。
運動器リハビリテーション料	
廃用症候群リハビリテーション料	廃用症候群に係わる急性疾患等の発症、手術若しくは急性憎悪又は廃用症候群の急性憎悪から14日を限度。

処方箋料の算定について

同一患者に対して、同一診療日に、一部の薬剤を院内において投薬し、他の薬剤を院外処方箋により投薬することは、原則として認められません。ただし、やむを得ない場合に限り同一日の院内・院外処方箋が認められます。この場合、処方箋料及び院内投与に係る薬剤料を算定し、処方料、調剤料、調剤技術基本料は算定できませんのでご注意ください。



歯 科

有床義歯内面適合法の算定について

軟質材料を用いる有床義歯内面適合法は、義歯床用軟質裏装材を使用して間接法により床裏装を行った場合に算定できますので、ご注意ください。

歯周病安定期治療（SPT）の算定について

歯周病安定期治療（SPT）の期間を短縮した理由で（□）又は（ハ）を選択した場合は、全身疾患の状態を含む詳細な理由の記載が必要です。

調 剤

以下の2点について必要事項の記載漏れが散見されますので、ご注意ください。

70枚を超えて湿布薬を調剤する場合について

70枚を超えて湿布薬が処方されている処方箋に基づき調剤を行った場合は、処方医が当該湿布薬の投与が必要であると判断した趣旨について、処方箋の記載により確認した旨又は疑義照会により確認した旨を記載してください。



処方日数制限を超えた調剤について

麻薬、向精神薬、新薬等、1処方あたりの投与日数制限がある薬剤があります。投与日数制限を超えて調剤される場合には、その理由を調剤報酬明細書の「摘要」欄に記載してください。

請求事務担当者へのお願い

「摘要」欄の記載について

以下の場合には、診療報酬明細書の「摘要」欄にコメント等を記載いただきますようご協力をお願いします。

- ◆高額療養費の多数回該当となった場合
→多数回該当の旨
- ◆島根県単独助成事業（福祉医療または乳幼児等医療）の対象点数が総点数と異なる場合
→分点数となる理由（例：健診のため 等）
- ◆第三者行為（交通事故等）による診療とそれ以外の診療が混在する場合
→それぞれの対象点数（例：事故分●●●点、事故以外分○○○点）

特記事項「02長」等の記載について

高額長期疾病にかかる特定疾病療養受領証を提示され、一部負担金額が限度額（10,000円又は20,000円）未滿となる場合は、「特記事項」欄に「02長」又は「16長2」の記載は不要です。

お知らせ

新型コロナウイルス感染症にかかる慰労金・支援金について

本会では、「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」及び「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」にかかる概算交付申請の受付と支払を実施していますが、次のとおり申請の締め切りが迫っていますので、ご確認ください。

- 【締切日】 ・慰労金：令和3年1月31日（日）
・支援金：令和3年2月28日（日）



コンピュータチェック公開事例の更新について

国保中央会・国保連合会では、医療機関等からの更なる請求の適正化に繋げるため、告示・通知等の算定ルールに基づいたコンピュータチェック対象事例について、公開基準を策定のうえ順次公開を進めているところです。

令和2年度の診療報酬改定を踏まえた更新版（11月20日更新）を国保中央会ホームページ（<http://www.kokuho.or.jp>）に掲載していますのでご活用ください。

酸素の購入価格に関する届出について 【中国四国厚生局島根事務所からのお知らせ】

保険医療機関は、当該年の4月1日以降にかかる酸素の診療報酬請求のため、前年の1月から12月までの間の酸素の購入実績を、当該年の2月15日までに地方厚生（支）局長に届出を行うこととされておりま。

そのため、令和3年4月から翌年3月までの一年間において、酸素の診療報酬請求を行う保険医療機関におかれましては、下記提出期限までに「酸素の購入価格に関する届出書」の提出が必要となりますので、届出漏れのないようお願いします。

提出期限 令和3年2月15日（月）

提出先 中国四国厚生局島根事務所

住所：〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎6階

TEL：0852-61-0108

提出方法 郵送又は窓口提出（FAXでの受付は行っておりません。）

届出様式 中国四国厚生局ホームページ（https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shinsei/shido_kansa/sanso_konyu/index.html）に様式（Excel版及びPDF版）を掲載しています。

記載要領 中国四国厚生局ホームページ（上記アドレス）に令和3年1月に掲載する予定です。

その他 インターネット環境にない保険医療機関は、上記提出先へ届出様式等の送付をご依頼ください。